

第14回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招集年月日	平成16年3月5日(金)					
招集の場所	三崎町民会館 4階大会議室					
開会日時及び宣告	平成16年3月5日	午後2時00分	議長	井上善一		
閉会日時及び宣告	平成16年3月5日	午後3時02分				
会議録署名委員	田丸喜一		阿部道忠		其田稔	
会長	井上善一					
副会長	中元清吉					
副会長	宮本征士					
委員	氏名	出欠等	氏名	出欠等	氏名	出欠等
	谷藤公敏		坂本竹市		阿部吉馬	
	上野守	×	大久保光留		松下均	×
	小泉和也	×	阿部道忠		中村敏彦	
	田丸喜一		二宮英喜		小林絹久	
	田中康司	×	阿部好晴		福田一郎	
	山口和哉		山本眞平		清水智素子	
	篠川晴子		宮下寛		福島三郎	
	井上喜樹		井戸本昭夫		中田幸藏	
	樋田剛		石崎照夫		西谷傳	
	小林栄喜		梶原磯雄		其田稔	
	木下清		井上喜代男		清家慎太郎	
	古田宇佐彦		河野ヤヨイ		小松道夫	
	二宮定正		藤村泰昭	×	村市忠	
	藤井順子		宮本敏光		梶谷吉幸	
	田縁柳太郎		谷口利治		西川一彌	
	中藤勇		佐々木喜美香		小林文夫	
藤田昭作						
顧問	高門清彦	×				
幹事長	畑中芳久					
副幹事長	清水博義	×				
	門田勲					
幹事	濱口市作		森口又兵衛		阿部松壽	
	菊池和彦		近田三郎		阿部一寿	
監査委員	梶田信夫	×	中西正利	×	玉里善雄	
合併協議会事務局	増田愛明		山本桂二		坂本明仁	
	加藤克馬		三好要		竹内元昭	
	河上芳輝		明神千登勢			
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
傍聴人の数	5人					

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議事

協議

（報告）

報告第26号 各小委員会報告について

（議案）

議案第16号 平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事業計画について

議案第17号 平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算について

（継続協議）

協議第8号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

協議第11号 地方税の取扱いについて

協議第12号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第19号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第20号 町字名の取扱いについて

協議第32号 公共的団体の取扱いについて(その)

協議第33号 公共的団体の取扱いについて(その)

その他

第15回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（三崎町長）あいさつ

7 . 閉 会

協議会事務局長	<p>皆様大変お待たせいたしました。一同御起立願います。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>本日は大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第14回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
井上会長	<p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中、今日は第14回を数えます当協議会が、大勢の皆様にご出席をいただきまして開催されることを、まず最初にありがたくお礼を申し上げます。</p> <p>今日は3月5日ということで、暦を見ますと啓蟄という、いわゆる24節季の一つの啓蟄ということで、ぼつぼつ暖かくなっているので土の中から虫も出てくるという、そんなことのようにございます。とは言いながら、今日も午前中といいますが、朝は随分冷え込みがありました。まだまだ三寒四温を繰り返しながら、寒いときもあれば暖かい日もあるという、そんな季節でありますけれども、本当春もそこへ来たと、そんな今日この頃でございます。</p> <p>12月にこの協議会を開催いたしまして、1月、2月と予定をしておりました協議会を開催することができず、この3月5日、今日になりました。そのことにつきましては、まずお断りを申し上げたいと思います。</p> <p>ただ、合併協議もこうして大変大詰めを迎えて参りまして、幹事会を中心に精力的に協議をいただいております。そのことは、非常に重要な時期を迎えておる、あるいは協議項目を控えておるという中で、慎重にも慎重を期して協議をしてきたということが、結果としてこのように延びたということでありまして、ということは、お互いがその意識を一つにして何とかこの合併協議を取りまとめたい、成就させたいという、そういう願いがあるわけでありまして、ひとつそういう意をお酌み取りいただきまして、格</p>

協議会事務局長	<p>別の御協力、御指導をお願い申し上げたいと思います。</p> <p>本日の協議事項は、先ほど事務局から説明いたしましたように、皆様方のお手元にお配りしております資料、議題に則りまして順次協議をいただくことといたしております。どうか慎重な御審議、御協議をいただきまして、ひとつ適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつといたします。</p>
井上会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これよりの進行は、規約第10条の規定によりまして井上会長の進行でよろしく願いをいたします。</p> <p>では、会長さん、お願いします。</p>
井上会長	<p>それでは、私の方で議事の取りまとめをさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議次第3、会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、本日の会議録署名人に伊方町の田丸喜一委員、瀬戸町の阿部道忠委員並びに三崎町の其田稔委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入ります。</p> <p>最初に、報告からお願いをいたします。</p> <p>本日の報告は1件でございます。</p> <p>報告第26号各小委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>今回は2つの小委員会を開催いたしておりますので、各委員長から御報告をお願いいたします。</p> <p>なお、質疑は小委員会報告が終わってから一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>では最初に、住民小委員会宮下委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
宮下委員長	<p>それでは、住民小委員会におけます審議の経過につきまして、次のとおり御報告いたします。</p> <p>開催日時、平成16年2月26日木曜日、午後1時30分から</p>

3時30分まで。開催場所、伊方町役場4階全員協議会室。出席者、委員10名(欠席2名)、事務局5名。

協議項目の審議の経過。継続協議。

1、地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いの調整方針については、第2回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、調整案については原案どおり承認し、決定しました。

なお、3町の町税収納状況や不納欠損処理の状況について質問がありましたが、今後の国民健康保険税の調整にあわせて審議することとなりました。

2、使用料、手数料の取扱いについて。

使用料、手数料の取扱いの調整方針については、第2回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、水道料金については『合併後4年間は現状のとおりとし、5年目を目途に統一を図る』という調整案に対し『合併後5年以内に統一を図る』という方針内容とすることで「合併5年後を目途」という表現を「5年を目途に」と修正しましたが、その他については原案どおり承認し、決定しました。

3、行政連絡機構の取扱いについて。

行政連絡機構の取扱いの調整方針については、第1回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、原案どおり承認し、決定しました。

4、町字名の取扱いについて。

町字名の取扱いの調整方針については、第2回住民小委員会において2町間で決定されていましたが、3町間で再調整され提案がありました。

審議の結果、原案どおり承認し、決定いたしました。

5、公共的団体の取扱いについて。

公共的団体のうち社会福祉協議会と商工会の取扱いについて、調整方針案が事務局から提案され審議をいたしました。

	<p>社会福祉協議会については、現在3町の社会福祉協議会が合併協議を行っており、新町発足時に合併する見込みであること。</p> <p>また、商工会については、意向調査の報告で「合併後5年以内を目標に統合するよう努める」という意向であること。</p> <p>それらの状況から「それぞれの事情を尊重しながら統合整備に努める」という基本調整方針をもとに、調整方針案を承認し、決定しました。</p> <p>今回決定された案件については、第14回合併協議会に提案する予定としています。</p> <p>以上です。</p>
井 上 会 長	<p>御苦労でございました。</p> <p>次に、総務小委員会樋田委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
樋 田 委 員 長	<p>それでは、私の方から総務小委員会における審議の経過について報告をいたします。</p> <p>開催日時、2月27日、午前9時30分より11時11分。開催場所、伊方町役場4階全員協議会室。出席者、委員11名、1名の欠席でございます。事務局より6名の出席をいただいております。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議。</p> <p>1、補助金、交付金等の取扱いについて。</p> <p>補助金、交付金等の取扱いの基本調整方針については、第2回総務小委員会において2町間で決定しておりましたが、三崎町加入に伴い再調整して提案され、審議した結果、事務局提案の基本調整方針を原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>2、農業委員の任期及び定数の取扱いについて。</p> <p>事務局より基本調整方針(案)について説明を受け、審議した結果、事務局提案の基本調整方針を原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>3、財産の取扱いについて。</p> <p>幹事会での協議の状況等を説明し、財産の対応について結論が出ていないため、継続して審議することになりました。</p>

<p>井 上 会 長</p> <p>井 上 会 長</p>	<p>4、町議会議員の任期及び定数の取扱いについて。</p> <p>3町の議会議長から協議結果の報告があり、市町村の合併の特例に関する法律に規定する定数特例及び在任特例は適用しない。定数は地方自治法に規定する定数の上限の22人とする。小選挙区制を採用する。という3点について3町議会間で基本的合意は見ているものの、旧町の範囲を一つの選挙区とする小選挙区の定数の配分について、3町議会間の意見の合意ができていないことから、最終的な意見集約までには至っていないということが報告されました。</p> <p>今後の対応について審議を行い、3町議会間での再協議は困難であるということから、小委員会で調整案を作成し、3町議会に提示することになりました。調整案は小委員会正副委員長が作成することになり、継続して審議することになりました。</p> <p>調整案を作成するポイントとしては、3町議会間での協議の過程で、市町村の合併の特例に関する法律に定める特例は適用しないと合意しているの、それを尊重する。小選挙区制と全町選挙の2つのパターンで調整案を作成する。できる限り今まで議会で協議した調整案を除いて、新たな調整案を検討する。議員定数は法定定数の22人以内とし、削減する可能性も含めて検討する。今後の調整方法としては、小委員会から議会へ2つの調整案を提示する。2つの調整案に対し、各町議会での意見の集約をお願いする。3町議会の意見集約の結果を受けて、総務小委員会で審議を行うものとするが、調整案の決定に当たっては、多数意見を尊重するものとする。といった内容で、調整案を作成することになりました。</p> <p>なお、この件につきましては、この会議の後、総務小委員会を開きまして審議することになっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうも御苦勞でございました。ありがとうございました。</p> <p>以上、2つの小委員会から審議の経過及び協議事項の報告がございましたが、ただ今の報告について御質疑はございませんか。ないですかね。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に御質疑ないようでございますので、質疑を終了いたします。</p>
-------------------------------	---

総 務 班 長

なお、今後とも慎重な審議をお願い申し上げまして報告を閉じます。

次に、議案事項を議題といたします。

本日の議案は2件でございます。

議案第16号平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事業計画についてと、議案第17号平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算については、関連がございますので一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

失礼いたします。

議案第16号及び議案第17号について、一括して御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

議案第16号平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事業計画について。

平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の事業計画を次のとおり提出する。

以下、事業計画でございますが、16年度は平成17年3月末に新町が発足するに当たり、スムーズに移行できるようにするため、細部に渡ります事務事業の具体的な取扱い内容について調整を進めるための事業を実施することといたしております。

まず、協議会、小委員会及び幹事会、専門部会の開催。

2点目といたしまして、新町発足に向けた準備作業といたしまして、例規立案業務、電算システム、事務事業の一元化等の具体的調整など、新町誕生のための移行準備のための事業実施を予定いたしております。

続きまして、協議会だより及びホームページ等による情報提供といたしまして、合併協議会、新町発足に関します事務手続等の情報の提供を行うこと等予定をいたしております。

その他、必要な事項を行うこととして、以上5項目の事業計画といたしております。

平成16年3月5日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

次、4ページをお願いいたします。

議案第17号でございます。平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算でございます。

平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算を次のとおり提出する。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,078万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成16年3月5日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

まず、歳出の方から御説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1款運営費、1項会議費でございます。会議費につきましては、協議会会議費、委員さんの報酬といたしまして361万4,000円、委員旅費として140万円など、合わせて554万5,000円を計上いたしております。

次に、第2項事務費でございます。主な経費といたしましては、人件費といたしまして職員手当、共済費、事務員の賃金、合わせまして422万9,000円。事務処理支援委託料といたしまして、会議録の作成経費として委託料に113万4,000円。使用料及び賃借料といたしまして、会議支援システムの経費、マイクの設置経費でございますが、96万2,000円、事務用のパソコンリース料といたしまして25万2,000円など、事務費合わせまして1,048万1,000円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

第2款事業費でございます。主な事業につきましては、ホームページの更新並びに例規立案策定支援事業経費といたしまして、委託料に331万5,000円を計上し、事業推進費といたしまして473万6,000円の予算といたしております。なお、今年度より488万4,000円の予算減となっておりますが、新町建設計画策定支援、事務事業一元化などの事業が今年度で終了することによって減額になっているものでございます。

続きまして、3款予備費でございますが、予備費といたしまし

井上会長	<p>て2万1,000円を予算化いたしております。</p> <p>歳出合計で2,078万3,000円といたしております。</p> <p>続いて、歳入でございます。6ページをお願いいたします。</p> <p>歳出に対します財源内訳といたしまして、第1款負担金でございますが、各町692万7,000円の均等負担といたしまして、2,078万1,000円の歳入予算といたしております。</p> <p>県補助金につきましては、合併協議会運営補助金が平成14年度、15年度2カ年の補助が終了いたしまして、200万円の減額になっているものでございます。</p> <p>なお、繰越金、諸収入につきましては、科目設定といたしまして各それぞれ1,000円を計上いたしております。</p> <p>以上、歳入歳出それぞれ2,078万3,000円の予算を定めるものでございます。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明につきまして、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、確認をさせていただきます。</p> <p>議案第16号平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事業計画についてと、議案第17号平成16年度伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会計予算については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長 調整第2班長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>まず最初に、継続協議8件について、議題といたします。</p> <p>協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。資料9ページをお願いいたします。</p> <p>協議第8号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて。農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月5日提出。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱い。

1、農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定の適用期間の終了後、選挙による委員の改選に当たっては、3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は次のとおりとする。旧伊方町の区域5人、旧瀬戸町の区域4人、旧三崎町の区域5人。

3、市町村の合併の特例に関する法律の適用に関して経過措置が講じられ、合併の期日に変更になったときは改めて協議する。

平成16年2月27日、総務小委員会確認。

続きまして、資料10ページをお願いいたします。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱い、項目 7。

基本調整方針。

1、農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定の適用期間の終了後、選挙による委員の改選に当たっては3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は次のとおりとする。旧伊方町の区域5人、旧瀬戸町の区域4人、旧三崎町の区域5人。

なお、市町村の合併の特例に関する法律の適用に関して、経過措置が講じられ、合併の期日に変更になったときは、改めて協議するとしております。

資料11ページをお願いいたします。

現在合併協議会で確認いただいております合併期日が、平成17年3月31日の場合で説明をいたします。

1、任期の取扱いについては、基本調整方針で説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

2、任期の特例適用期間中の農業委員会の選挙による委員の取扱いについては、合併までの旧町の選挙による委員が、新町においても引き続き在任することとなりますので、定数が旧伊方町の区域10人、旧瀬戸町の区域15人、旧三崎町の区域14人、合計39人となります。

資料12ページをお願いします。

3、農地部会の取扱いにつきましては、選挙による委員の定数が21人以上になり、農業委員会等に関する法律第19条の規定により農地部会を設置する必要があるため、合併特例法に規定する農業委員会の選挙による委員の任期に関する特例適用期間中は農地部会を設置することとなります。

1、選挙による委員の定数は、3町とも各5人で合計15人となります。

2、選任による委員の定数は、農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した者各1人の計2人、議会が推薦した学識経験者3人、合計5人となります。

資料13ページをお願いします。

4、選挙区の取扱いについては、合併特例法の規定による農業委員会の選挙による委員の任期に関する特例の適用期間の終了後、選挙による委員の改選に当たっては、3つの選挙区を設けることとし、選挙による委員の定数は14人、旧伊方町の区域5人、旧瀬戸町の区域4人、旧三崎町の区域5人となります。

5、定数の取扱いについては、任期に関する特例の適用期間終了後の農業委員会の選挙による委員は、旧伊方町の区域5人、旧瀬戸町の区域4人、旧三崎町の区域5人、合計14人。

議会選任の委員が旧伊方町の区域2人、旧瀬戸町の区域1人、旧三崎町の区域1人、合計4人。

農業協同組合選任の委員が1人、農業共済組合選任の委員が1人、選任委員合わせて6人となります。新設農業委員会の委員の定数は、合計で20人という調整内容にさせていただいております。

なお、総務小委員会では、平成17年3月31日合併の場合と、4月1日に合併の場合とで確認をいただいておりますが、市町村の合併の特例に関する法律の適用に関して経過措置が講じら

	<p>れ、合併協議の進捗状況を勘案して改めて協議した結果、合併の期日が17年4月1日になった場合は、合併協議会では改めて修正協議をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>参考としまして、合併の期日が17年4月1日になった場合をあわせて説明いたします。</p> <p>資料11ページをお願いします。</p> <p>1、任期の取扱いについては、瀬戸町の農業委員会の委員の任期が平成17年3月31日までとなっていますので、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号で規定する在任特例は適用いたしません。</p> <p>2、任期の特例適用期間中の農業委員会の選挙による委員の取扱いについては、先ほど説明しましたように任期の特例を適用いたしませんので、記載をいたしておりません。</p> <p>資料12ページをお願いします。</p> <p>3、農地部会の取扱いにつきましては、選挙による委員の定数が21人未満のため、農地部会は設置いたしません。</p> <p>資料13ページをお願いします。</p> <p>選挙区の取扱い及び定数の取扱いにつきましては、3月31日合併の場合と同じですので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で農業委員会委員の任期及び定数の取扱いにつきましてはの提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
井上会長	<p>ただ今事務局からの説明につきまして、何か御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、それでは、事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第11号地方税の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整第1班長	<p>失礼します。資料は14ページをお願いいたします。</p> <p>協議第11号地方税の取扱いについて。</p> <p>地方税の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月5日提出。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

地方税の取扱い。

1、地方税(国民健康保険税を除く)の税率については、3町ともに同じであるため現行のまま新町に引き継ぐものとする。

2、公益上その他の事由により課税を不相当とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後速やかに免除理由の再調査を行い、3町間での不公平が生じないよう制度の適正化を図るものとする。

3、住民税及び固定資産税の納期並びに納期前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。

平成16年2月26日、住民小委員会で確認をいただいております。

次のページをお願いいたします。

基本調整方針の説明をさせていただきます。

第1点目は、合併特例法に定める税の不均一課税を行う必要があるかどうかという点につき審議した結果について、その調整方針を記載いたしております。

国民健康保険税を除く地方税につきましては、3町ともに地方税法の定めに基づいて課税がされており、3町ともに同じでありますので、現行のまま新町に引き継ぐことといたしております。

なお、平成16年度において町民税の均等割の引き上げなど、地方税法の改正が予定されておりますが、今後3町ともに同じ内容にて改正される見込みでありますので、改正予定の内容は記載しておりませんが、先の調整方針にて対応が可能であると考えております。

次に、2番の調整方針であります。公益上その他の事由により課税を免除または減額されている者等の取扱いについてでございます。この件につきましては、3町ともに公益性の高い法人などが有する固定資産や軽自動車に対する税金の減免を行っておりますが、その運用に当たっては、旧町間で不公平が生じないように、新町になりましてから再調査を行い、その適用の一本化と適正化を図っていくということといたしております。

3番でございますが、住民税及び固定資産税の納期と納期前納

	<p>付報奨金については3町間で違いがありますので、伊方町の例により取扱うという調整方針といたしております。その結果、瀬戸町と三崎町の納税者の方々には町民税と固定資産税は今までの年4回の分割納付から6月から3月までの10カ月で分割して毎月納付をいただくこととなりますので、各月ごとの納付額の変動が少なく、また1回当たりの納税額も少なくなりますので、計画的に納付をいただけるものであるとの小委員会の意見であります。</p> <p>また、納付前納付報奨金につきましては、伊方町の制度に統一することにより、瀬戸町の納税者は受ける報奨金の額が増加する傾向となりますし、三崎町にあっては現在報奨金制度がありませんので、新たに制度の適用を受けることとなります。</p> <p>次に、3町の税率等の現状についてであります。資料に伊方町と瀬戸町の現状を横並びに掲載し、三崎町の状況につきましては次のページに追加の様式にて掲載させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>以上、地方税の取扱いにつきまして、住民小委員会での審議結果を提案させていただきますので、御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
井上会長	<p>以上、事務局から説明がございました。</p> <p>この地方税の取扱いについて何か御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでありますので、本件につきましても、事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第12号使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
調整第1班長	<p>失礼します。資料は21ページをお願いいたします。</p> <p>協議第12号使用料、手数料の取扱いについて。</p> <p>使用料手数料の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月5日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>使用料、手数料の取扱い。</p> <p>1、3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のと</p>

おりとする。

2、3町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。

公共施設の使用料は3町間の類似施設等にあつては合併時に統一が図られるよう調整する。なお、特別の事情により統一が困難な施設や1町にのみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。

水道料金については、3町の料金体系を存続させ、5年を目途に統一する。

事務手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、現行単価を基準として統一に努める。

平成16年2月26日、住民小委員会にて確認をいただいております。

次のページをお願いいたします。

基本調整方針の説明をさせていただきます。

第1点目は、3町で差異のない使用料及び手数料は現行のとおり据え置くという調整方針としています。

次に2点目は、3町間で差異があるもの、これについてどのように取扱うかということについて定めています。

まず、公共施設の使用料につきましては、現在3町それぞれの条例において、その施設ごとに使用料が定められておりますが、3町間の類似する施設については合併時に統一が図られるよう調整することを基本といたしますが、特別な事情により統一が困難な施設や1町にのみ設置されている施設につきましては、現行どおり据え置くことといたしまして、新町において調整する内容としております。

次に水道料金についてであります。現在3町間で基本料金の水量及び料金、超過料金の単価について差が生じておりますが、この水道料金につきましては、先ほど小委員会報告にもありましたが、合併後5年以内に調整し統一を図るという趣旨で、5年を目途に統一するという調整方針とさせていただきます。

最後に事務手数料についてであります。各種事務手数料につきましては、各町の手数料条例にて定められています。地方自治法では、行政サービス利用の対価として一定の負担を求めること

ができることとして、住民の負担の公平化を図っています。この負担の公平性の原則により、各町では事務手数料について適正な額を設定して徴収しているものでありますが、調整方針といたしまして現行単価を基準として統一することにいたしております。

資料では、まず手数料条例に掲げられている手数料の調整結果を掲載いたしております。この資料の見方ではありますが、先ほどの地方税の資料と同じで、伊方町と瀬戸町の現状を一つのページに、そして次のページに三崎町の現状を掲載いたしております。なお、資料の右端の調整の具体的内容の欄に、調整結果を掲載いたしております。調整の具体的内容について説明をさせていただきます。

まず、(1)戸籍謄本、戸籍抄本交付手数料の欄を御覧ください。この手数料につきましては、3町ともに1件につき450円です。よって、先ほどの調整方針に基づき3町で差異のない手数料になりますので、現行どおりとさせていただきます。

次に、(9)の米穀類小売販売業者登録手数料ですが、この手数料は制度の改正によりまして現在町が取扱う事務ではなくなっておりますので、廃止といたしております。

(18)の旅行証明書交付手数料につきましては、伊方町のみ設定されているものでありますが、新町においても取扱うこととなりますので、伊方町の現行単価を適用することで、伊方町の例により調整するという内容といたしております。

以上のような調整方法で、資料27ページまで、56項目に渡って事務手数料の調整結果を掲載いたしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

続いて、資料は28ページをお願いいたします。

このページは公共施設等の使用料の調整結果を、合併前と合併後の比較資料として取りまとめをいたしております。

社会体育施設等の使用料につきましては、類似施設ごとに3町の施設を横並びにし、料金の積算に当たりましては利用時間帯が多いところを積算の単位として歳出いたしております。なお、社会体育施設及び社会教育施設の使用料の単価を設定するに当たりましては、その施設の構造、面積、備品等の整備状況などを調

<p>井 上 会 長</p> <p>田 丸 委 員</p> <p>調 整 第 1 班 長</p>	<p>査、比較検討して、伊方町の使用料を基本に再計算をいたしております。</p> <p>また、学校給食の給食費徴収額につきましては、伊方町だけが若干安くなっていますが、これは消費税相当分でありまして、給食の材料費については3町で統一することになっております。しかしながら、保護者から徴収する金額について、現在伊方町では消費税相当分について町が負担する制度がありますので、他の2町に比べて安くなっているという結果になっております。</p> <p>次に、診療所の文書料につきましては、同じ書類の作成に伴う手数料でありますので統一することといたしております。</p> <p>保育料につきましては、現在調整中でありますので未定とさせていただきます。</p> <p>環境の欄にあります火葬場使用料につきましては、3町ともに5,000円に統一するというようにいたしております。</p> <p>水道料金につきましては、先ほど申し上げましたように、合併時は現行どおりということになります。</p> <p>資料全体の詳細につきましては、後ほど御確認をお願いいたします。</p> <p>以上、使用料、手数料の取扱いにつきまして、住民小委員会での審議結果を提案させていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がありましたが、これにつきまして御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今の28ページなんですけど、このテニスコート、それから中央公民館、それから調理室の金額がかなり下がったりしておりますが、今言われた説明ではちょっと納得がいきかねるところもあるんですけど、もうちょっと具体的に話していただいけませんか。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>ただ今の質問、テニスコートにつきましては、この料金の積算に当たりましてそれぞれ、先ほど申しましたように3町のテニスコートの現状を勘案して設定させていただいております。伊方町のテニスコートは天然芝でございます、その維持管理に相当な</p>
--	--

<p>井 上 会 長 田 丸 委 員 井 上 会 長 井 上 会 長 調 整 第 2 班 長</p>	<p>費用が要するという部分、それから瀬戸町につきましては舗装したコートといいましょうか、天然芝ではない通常の硬いコートでございます。それと、三崎町はテニスコートといいましても、一般の運動場をテニスコートにいたしておりますので、そこら辺のテニスコートとしての構造上の違いというものがこの料金に反映しておると御理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、中央公民館等に当たりましては、この一番上にあります町民会館大ホール、町民センター大ホール、三崎町の町民会館大ホール、この金額の違いですが、伊方町、瀬戸町につきましては、町民会館、町民センターの大ホール、それぞれ音響照明施設があるわけですけれども、それらの集客能力等を勘案いたしまして設定をいたしております。なお、三崎町が極端に低いのは、この町民会館大ホールというのは、この会場でございます、構造の違いからこの金額に設定したということでございます。</p> <p>なお、後にあります集会施設等につきましては、面積、それからガステーブルの数、備品の充実内容をもとに設定してこのような差が生じておるということで、専門部会、幹事会の審議を経ておりますので御報告いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございます。</p> <p>それでは、事前提案の原則によりまして次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第17号補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。資料29ページをお願いします。</p> <p>協議第17号補助金、交付金等の取扱いについて。</p> <p>補助金、交付金等の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月5日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p>
--	--

補助金、交付金等の取扱い。

補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも考慮しつつ、新町において公共的必要性、有効性、公平性を検討し、次の方針により調整する。

1、公共的団体等に係るもの。

(1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 3町それぞれの独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ調整する。

2、事業に係るもの。

(1) 3町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。

(2) 3町において独自に実施している補助金、交付金等については、事業の実績を踏まえ新町において調整する。

平成16年2月27日、総務小委員会確認。

資料30ページをお願いいたします。

補助金、交付金等の取扱いにつきましては、平成15年6月11日に開催されました第2回総務小委員会におきまして、伊方町、瀬戸町、2町間で調整方針を審議いただき、その内容を決定していただいております。その後、第6回合併協議会にて小委員会報告を行い、調整方針を協議していただける状況になっておりましたが、7月の三崎町加入に伴いまして合併協議会への提案は見送り、3町間での調整作業を行うこととなっていたものであります。そのため、2町間での調整方針を基本としながら、3町間での調整方針について2月27日第5回総務小委員会で審議した結果、補助金、交付金等の取扱いについては決定いただきましたので提案させていただきます。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会項目別調整内容。

補助金、交付金等の取扱い。

基本調整方針は先ほど説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

具体的調整内容といたしまして、

1、公共的団体に係るもの。

<p>井 上 会 長</p>	<p>(1) 3町類似のものの各種団体を3町横並びで掲載をいたしております。調整の具体的内容といたしましては、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するという調整内容にいたしております。</p> <p>(2) 3町類似でないものの団体の調整の具体的内容は、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ調整するという調整内容にいたしております。</p> <p>続きまして、資料31ページをお願いいたします。</p> <p>2、事業に係るもの。</p> <p>(1) 3町同一のものの調整の具体的内容といたしまして、制度の統一化に向け調整するといたしております。</p> <p>(2) 3町類似でないものの調整の具体的内容といたしまして、事業の実績を踏まえ新町において調整するという内容にいたしております。</p> <p>以上、簡単ですが、補助金、交付金等の取扱いについての説明とさせていただきます。</p> <p>なお、参考資料としまして、公共的団体の統合に関する意向調査の結果表を41ページから44ページに添付しておりますので、後ほど御確認をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上、事務局から説明がありました。御質疑はございませんでしょうか。ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井 上 会 長</p> <p>調 整 第 1 班 長</p>	<p>特にないようでございますので、それでは、事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第19号行政連絡機構の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。資料は33ページをお願いいたします。</p> <p>協議第19号行政連絡機構の取扱いについて。</p> <p>行政連絡機構の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月5日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>行政連絡機構の取扱い。</p>

1、行政区の区域、名称については、原則として現行のままとする。

2、区長会の制度については、合併後速やかに新町の区長会として統一する。

3、区長会の名称、報酬、補助金等については、統一時に調整する。

4、行政配布物の配布方法は、合併時に統一を図る。

5、町政モニターの制度については、合併後新町において調整する。

平成16年2月26日、住民小委員会にて確認をいただいております。

資料は次のページをお願いいたします。

現況や課題の欄に3町の現状を掲げています。

各町が設定している行政区といたしましては、伊方町が25の行政区、瀬戸町が19の行政区、三崎町が25の行政区となっており、3町で69の行政区が存在します。この行政区の区域、名称につきましては、現行のままといたします。

区長会は3町ともに定例会を開催していますが、合併後速やかに新町の区長会として統一し、区長会の名称、報酬、補助金等について、統一の際に調整することといたしております。

町広報誌や回覧文書など、行政からの配布物につきましては、各区長さんに御協力をいただき各世帯へ配布いただいておりますが、3町間で若干の違いがありますので、合併時に統一を図るものといたしております。

なお、伊方町の町政モニターの制度につきましては、合併後に新町において調整するとはいたしておりますのは、この制度が町長が町政遂行上必要として政策的に制度化しているものでありますので、安易に調整方針を決定することは控え、新町の町長の判断により調整することが望ましいことから、合併後に調整するものといたしております。

行政連絡機構の取扱いにつきまして、住民小委員会での審議結果を提案させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

井上会長	以上、事務局より説明がございましたが、この件につきましての何か御質疑がございましたらお願いをいたします。 どうぞ。
田丸委員	伊方町の件なのですが、今ほど25と言われましたけど、九町、二見にここの表ではまとめられておるんですけど、今後ともこういう状態でいくわけですか。この表では九町、二見だけになってますけど、これでいくのかどうかということです、対外的に。
調整第1班長	ただ今御覧になっておられます表というのは、36ページのことでしょうか。
田丸委員	はい、そうです。
調整第1班長	すみません。実はこの36ページに掲げております現況の欄につきましては、次の議題であります町字名の関係の資料でございまして、この字の中にまた小さく行政区が設定されております。この資料は本日添付しておりませんので申し訳ございませんが、この表とは違っておりますので御理解をいただきたいと思います。
田丸委員	はい。
井上会長	ほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
井上会長	特にないようでございますので、事前提案の原則により本件につきましても次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。 では次に、協議第20号町字名の取扱いについてを議題といたします。
調整第1班長	事務局の説明を求めます。 失礼します。資料は35ページをお願いいたします。 協議第20号町字名の取扱いについて。 町字名の取扱いについて提出する。 平成16年3月5日提出。 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。 町字名の取扱い。 3町の区域内の字の名称は現行のとおりとする。 平成16年2月26日、住民小委員会で確認いただいております。 資料は次のページをお願いいたします。 資料下の方に掲載しておりますが、3町の字の名称について現

<p>井上会長</p>	<p>状を掲げております。</p> <p>各地区の字の名称につきましては、地域の歴史や文化的背景などが深く関わっていることが多く、住民に愛着が深いことや、変更することで混乱を招く危険性が懸念されます。そのため、小委員会において審議の結果、特に3町の現状からして変更する必要性はないとの結論から、合併後も現行のとおりとするという調整方針といたしております。</p> <p>以上、簡単ですが、小委員会での審議結果を提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、事務局より説明がございました。この件につきまして御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井上会長</p> <p>調整第1班長</p>	<p>特にないようでございますので、それでは事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>では、次に協議第32号公共的団体の取扱いについて(その)と、協議第33号公共的団体の取扱いについて(その)につきましては関連がございますので、一括して議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>失礼します。資料は37ページをお願いいたします。</p> <p>協議第32号公共的団体の取扱いについて(その)。</p> <p>公共的団体(社会福祉協議会)の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年3月5日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>公共的団体(社会福祉協議会)の取扱い。</p> <p>社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。</p> <p>平成16年2月26日、住民小委員会にて確認をいただいております。</p> <p>資料は次のページをお願いいたします。</p> <p>このページには各町の水福祉協議会の現状を掲げています。市町村水福祉協議会は公共的団体に属しますが、その役割は、地域住民が主体となり、地域社会における水福祉の問題を解決してその改善向上を図るため、関係者の協力を得て組織活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織としての役割を担ってい</p>

ます。その組織設置に関する法の定めについてですが、社会福祉法第107条において、1または2以上の市町村に置くことになっておりますので、市町村の合併に伴い社会福祉協議会は必ず統合する必要があります。

資料下の方に掲げておりますけれども、現在3町の社会福祉協議会において、新町発足時に3つの社会福祉協議会が新設、対等合併することを目標に、合併協議会を設置し、協議を行っている状況であります。そのため、調整方針といたしましては、今後の3町社会福祉協議会の合併協議の進展にお任せするという方針内容から、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努めるとという調整方針といたしております。

続きまして、協議第33号を説明いたします。資料は39ページをお願いいたします。

協議第33号公共的団体の取扱いについて(その)。

公共的団体(商工会)の取扱いについて提出する。

平成16年3月5日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

公共的団体(商工会)の取扱い。

商工会については、それぞれの事情を尊重しながら速やかに統合が図られるよう調整に努める。

平成16年2月26日、住民小委員会にて確認をいただいております。

資料、次のページをお願いいたします。

このページには3町の商工会の状況を掲げています。

資料下の方になりますが、先に実施いたしました公共的団体の統合に関する意向調査の結果によりますと、3町の商工会は市町村の合併後5年以内を目標に統合するよう努めるという回答でありました。小委員会での審議の中で5年以内という期間について意見も出されましたが、団体の事情もあるため強制はできないけれども、できる限り早い時期に統合していただくという要望を含めた表現とすることから、調整方針は速やかに合併が図られるよう調整に努めるとさせていただきます。

なお、小委員会でも話題になりましたけれども、本日の新聞に商工会の統合方針についての記事が掲載されておりまして、県の

井上会長	<p>検討会では合併後3年という一つの指針も示されたようであり ます。</p> <p>いずれにしましても、3町の商工会の間での方針決定が第一で ありますので、今後の決定内容を尊重して調整に努めることとさ せていただいております。</p> <p>資料、次のページ以降に、先ほど申しました公共的団体の統合 に関する意向調査結果表を添付いたしております。後ほどこの記 載内容について御確認をお願いいたしたいと存じますが、調査は 昨年でありましたので、合併目標期日は平成16年10月までと いう状況の中での調査結果であります。今後合併期日が確定され ましたら、その結果も変更になる可能性もありますので、御了承 願います。</p> <p>以上、住民小委員会での審議結果を提案させていただきますの で、よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がございましたが、この件につきまして御 質疑はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、事前提案の原則により次回の協 議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>では次に、その他に入ります。</p> <p>その他で1番、第15回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の 日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。</p> <p>第15回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてで ございます。</p> <p>第15回合併協議会につきましては、次回瀬戸町の瀬戸町民セ ンターで3月26日金曜日2時から開会したいと思いますので、 よろしくお願いたします。</p> <p>なお、次回合併協までに各それぞれの小委員会を開催いたした いと考えております。会議終了後この会場にて小委員会ごとにお 集まりいただきまして日程を決定いたしたいと思っておりますので、よ ろしくお願をいたします。</p>

井上会長	<p>以上でございます。</p> <p>ただ今事務局より説明がございました。</p> <p>日程の件ですけれども、御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、合併協議会の日程につきましては、ただ今事務局提案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。それでは、次回の合併協議会は3月26日金曜日午後2時から瀬戸町民センターで開催することに決定いたしました。委員の皆様方の御出席をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、それぞれの小委員会の招集開催につきましては、会議終了後この会場で各小委員会ごとにお集まりをいただき決定いたしましたと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>その他、何か御意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ないようでございます。</p> <p>以上で本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、宮本副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
宮本副会長	<p>慎重審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>寒い日が続いておりますけれども、間もなく桜の花も咲きます。春が盛りになります。この合併を、みんなが力を合わせて大輪の花を咲かせていただきたい、そのことをお願いいたしまして本日の会議を閉じます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議の全日程を終了いたしました。</p> <p>一同御起立願います。礼。どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員